(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部入試委員会細則(平成22年医学部細則第3-1号)第8 条2項の規定により、大分大学医学部入学者選抜会議(以下「会議」という。)に関し必要な事 項を定める。

(設置)

- 第2条 会議は、医学部において実施する次の各号に掲げる入試ごとに設置する。
 - (1) 一般選抜
 - ア 前期日程(医学科)
 - イ 前期日程 (看護学科)
 - ウ 前期日程 (先進医療科学科)
 - 工 後期日程(看護学科)
 - 才 後期日程(先進医療科学科)
 - (2) 特別選抜
 - ア 総合型選抜
 - イ 学校推薦型選抜
 - ウ 社会人選抜
 - (3) 編入学試験
 - ア 第2年次編入学試験
 - イ 第3年次編入学試験

(業務)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 入学試験問題等の作成、保管及び採点
 - (2) 入学試験の実施
 - (3) 入学試験合格者の予備審査
 - (4) その他入学試験実施に関し必要な業務

(構成)

- 第4条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 入試委員会委員
 - (2) 大分大学入学者選抜実施規程(平成23年規程第57号)第3条第1項に規定する各 委員
 - (3) その他学部長が必要と認める者
- 2 前項第3号の委員は、学部長が指名する。

(議長)

- 第5条 会議に議長を置き、入試委員長をもって充てる。
- 2 議長は、会議を招集する。
- 3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときには、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。